

## 役員及び評議員の報酬等に関する規程

### (目的及び意義)

第 1 条 この規程は、公益財団法人アイメイト協会（以下「この法人」という。）の定款第 19 条及び第 37 条に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的し、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成 18 年法律第 48 号)並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

### (定義等)

第 2 条 この規程において、つぎの各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、評議員会で選任された理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤理事以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第 15 条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 役員等とは、役員及び評議員をいう。
- (6) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 13 号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わず、費用とは明確に区分されるものとする。
- (7) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費交通費（宿泊費及び日当を含む）、通勤費、手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第 3 条 定款 19 条 2 及び第 37 条 2 に定めるところにより、役員等に対して職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 常勤理事には、7 月及び 12 月に、賞与を支給することができる。
- 3 常勤理事の退職に当たっては、当該理事の任期に応じ退職手当を支給することができる。

### (報酬等の額の決定)

第 4 条 常勤理事に対する年間総報酬額は、3,000 万円を超えないものとし、各常勤理事の報酬等の額については理事会の決議により定めるものとする。

- 2 前項の常勤理事を除く役員等に対する報酬等の額は、別表1及び別表2に定めるところによる。
- 3 常勤理事に対する賞与は、別表3に定めるところによる。
- 4 常勤理事に対する退職手当は、別表4に定めるところによる。
- 5 前項の退職手当は、常勤理事として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤理事の報酬等は、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。ただし、評議員、非常勤理事及び監事に対する報酬等にあつては、評議員会・理事会等出席等、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給形態)

第6条 報酬等は、通貨をもって直接本人に支給する。ただし、本人が指定した本人名義の金融機関口座に振り込む方法により支払うことができる。

- 2 すべての報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給するものとする。

(通勤費)

第7条 常勤理事には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給する。

(費用)

第8条 役員等がその職務の執行に当たって負担し、又は、負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第9条 本協会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

1 この規程は、この法人の公益財団法人への移行の登記の日（平成23年7月1日）から施行する。

2 この規程は、平成30年3月10日から施行する。

3 改定後の規程は、平成31年3月9日から施行する（同日評議員会議決）。

### 【別表1】

評議員、非常勤理事及び監事の評議員会及び理事会出席の報酬

区 分	支給範囲及び報酬額
(1) 評議員会・理事会出席	・1日当たり10,000円（税別）

### 【別表2】

監事の監査等にかかる報酬

(1) 監事の監査・調査	・1日当たり20,000円（税別）
(2) 監査・調査に関連する職務	・1日当たり20,000円（税別）

(注) 上記(2)は、評議員会、理事会又は理事長の要請により実施される職務とする。

### 【別表3】

常勤理事にかかる賞与

7月及び12月	月額報酬の3ヶ月を超えない範囲
---------	-----------------

### 【別表4】

常勤理事にかかる退職金

(1) 基本額 = 退職日の俸給月額 × 勤続年数
(2) 特別慰労金
基本額の範囲内で理事会の決議により支給することができる。